

諮問番号：平成28年度諮問第27号

答申番号：平成28年度答申第25号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が受診を希望する医療機関（以下「本件医療機関」という。）において行われている先進的なアルコール依存症の治療を実施している医療機関は、審査請求人の自宅の徒歩圏内にはなく、また、本件医療機関の医師（以下「本件主治医」という。）とは信頼関係を確立しており、本件医療機関への通院に係る移送費（以下「本件通院移送費」という。）は、給付の範囲の要件に該当するので、それに係る保護の変更申請を却下する処分（以下「原処分」という。）は、違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

審査請求人が、アルコール依存症の治療のために本件医療機関へ通院するには、公共交通機関で通院する必要があるが、当該治療が可能で、審査請求人の居住地から徒歩及び自転車等で通院できる医療機関（以下「近隣医療機関」という。）があること、本件医療機関以外の医療機関への転院が可能との本件主治医の意見を踏まえた実施機関医との協議においても、本件医療機関以外の医療機関で審査請求人の病状に対応することが困難との事情は認められなかったことから、本件医療機関は、「比較的近距离に所在する医療機関」とも、「比較的近距离に所在する医療機関の例外」とも位置付けられず、本件通院移送費は、給付の範囲の要件に合致しないと判断し、原処分を行ったのであり、その判断に違法又は不当な点はない。

また、「先進的なアルコール依存症の治療」が具体的に何を指すのか不明瞭であり、かつ、審査請求人に必要な治療であるのか不明であること、本件主治医が審査請求人の治療を開始してから原処分までは2か月も経っておらず、本件主治医との間に信頼関係が構築されているとは言い難いこと、現に、審査請求人の転院が可能であるとの本件主治医の意見を得ていること等から、審査請求人の主張には理由がない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人は、アルコール依存症の治療のため、通院が必要であるが、本件主治医は本件医療機関からの転院は可能であると回答していること、審査請求人の居住地から徒歩圏内にアルコール依存症の治療に関して受入れが可能な近隣医療機関が存在することから、近隣医療機関は「徒歩や自転車等で通院できる範囲内」にある「適当な医療機関」であるといえ、それがあつて以上、通院に係る移送費を要することとなる本件医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に該当しないというべきであつて、通院に係る

移送費の給付が認められるための要件を満たしていないといえる。

したがって、原処分は、法令等の定めに従い適正になされたものであって、違法又は不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、先進的なアルコール依存症の治療を実施している医療機関は、その居住地の徒歩圏内にはなく、また、本件主治医との信頼関係を確立していることから、本件通院移送費は給付の対象になるとし、原処分は、違法又は不当であると主張する。

仮に、審査請求人の傷病等の状態をみたときに、専門的治療の必要性や本件主治医との信頼関係を勘案して、本件医療機関以外の医療機関では対応が困難といえるような特別な事情があるとするれば、例外的に給付が認められるかを検討する余地が生じるが、そのような事情は認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年1月27日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護の変更の申請に対する決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、通院に係る移送費の給付は、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うもの」とされ、受診する医療機関は、原則として「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に限るものとされている。

この「比較的近距离」という文言の意味からすれば、通院に係る移送費の給付の対象となる医療機関は、本来、要保護者の居住地等と医療機関との距離という観点から複数の医療機関を比較検討して判断すべきものであると解するのが相当である。

その一方で、前記の基準が、本件のように「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」にあっては、「被保護者の病状・障害等を勘案し、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関がないか検討すること」としていることに照らせば、居住地付近に「通院に係る移送費を要しない方法」で通院できる適当な医療機関がある場合には、このような医療機関と比較して、通院に係る移送費を要する医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に該当しないものとみるべきである。

これを本件についてみると、審査請求人は本件医療機関以外の医療機関への転院が可能であるとされ、かつ、審査請求人が「徒歩や自転車等で通院できる範囲内」に、「適当な医療機関」というべき近隣医療機関がある以上、通院に係る移送費を要することとなる本件医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」には該当しないといえるべきであって、通院に係る移送費の給付が認められるための要件を満たしていないといえる。

したがって、本件通院移送費の給付を要しないと判断した原処分は、法令等の

定めに従い適正になされたものであって、違法又は不当な点は認められない。

もっとも、審査請求人の傷病等の状態をみたときに、本件医療機関以外の医療機関では対応が困難といえるような特別な事情があるとするれば、例外的に本件通院移送費の給付を検討すべき余地も生じうるが、本件においてはそのような事情は認められず、結局、原処分は適法かつ正当に行われたというほかないから、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美